

# 東京都公衆浴場対策協議会 (第24次協議会 第1回)

令和7年2月7日(金)  
都庁第一本庁舎25階115会議室

午後 2 時 29 分開会

○折原課長 定刻になりましたので、令和 7 年第 1 回「東京都公衆浴場対策協議会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本協議会の事務局を担当しております、生活安全課長の折原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回より第 24 次の協議会となります。本日は、その第 1 回会議となりますので、新しい協議会会長が指名されるまで事務局で進行を務めさせていただきます。

初めに、第 24 次協議会委員に御就任いただきました委員の皆様を御紹介いたします。

お手元のタブレットに、第 24 次委員名簿を掲載しております。アイコンをタップしていただければと存じます。

協議会委員名簿順にお名前を読み上げさせていただきます。

最初に、学識経験者委員の皆様を御紹介いたします。

拓殖大学商学部教授の石毛昭範委員でございます。

亜細亜大学経営学部教授の伊藤匡美委員でございます。伊藤委員は、本日所用により欠席でございます。

一般社団法人日本銭湯文化協会銭湯大使の奥野靖子委員でございます。

国土舘大学政経学部教授の熊迫真一委員でございます。

一般社団法人せんとうとまち代表理事の栗生はるか委員でございます。

日本公認会計士協会東京会常任幹事で、公認会計士の土田恵一委員でございます。

独立行政法人経済産業研究所上席研究員の中田大悟委員でございます。

次に、利用者代表委員の皆様を御紹介いたします。

東京都民生児童委員連合会常任協議員の須賀理委員でございます。須賀委員は本日所用により欠席でございます。

大田区消費者団体連絡協議会の高橋啓子委員でございます。

主婦連合会事務局長の中村紀子委員でございます。

東京消費者団体連絡センター事務局の星野綾子委員でございます。

次に、業界代表委員の皆様方を御紹介いたします。

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合理事長の石田眞委員でございます。

副理事長の佐伯雅斗委員でございます。

常務理事の伊東正博委員でございます。

世田谷区宇田川湯の山村幹子委員でございます。

次に、関係行政機関委員を御紹介いたします。

江戸川区副区長の弓場宏之委員でございます。

三鷹市副市長の馬男木賢一委員でございます。馬男木委員は本日所用により欠席ござ

います。

そのほか、東京都から雲田孝司保健医療局長でございます。雲田局長は本日所用により欠席でございます。

古屋留美生活文化スポーツ局長でございます。

続きまして、事務局を担当しております職員を御紹介いたします。

東京都生活文化スポーツ局消費生活部長の片岡でございます。

そのほか、公衆浴場担当の職員が事務局を務めます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、本日の会議資料を確認させていただきます。

タブレット、左上の「戻る」ボタンを押して最初の画面にお戻しく下さい。よろしいでしょうか。

初めに、会議次第。

次に、第24次委員名簿、協議会設置要綱を掲載しております。

そして、資料1から8まで8つの資料をまとめて掲載しております。資料の切り換えは画面を左右にスクロールすることによりできますので、よろしく願いいたします。

なお、本日、このほか、机上に幾つか資料を配付させていただいております。こちらの「わたしのせんとうとまち」というのは、今日、栗生委員から御紹介いただいた資料でございますので、後ほど栗生委員から御説明いただきます。

それと、もう一つ、こちら、カラーの「銭湯Sento」と書いてあります。これは、今年度実施しております「WELCOME! SENTO Campaign」というキャンペーンのチラシになります。これも後ほど事務局から御説明いたします。

最後に、昨年の協議会でもお配りしております、「今年度の東京都の主要公衆浴場対策事業」でございます。今年度、こういうことを実施しましたという資料になっております。

なお、来年度、新たに新規拡充事業を幾つか予算を計上しております。簡単にかいつまんで御説明させていただきますと、この資料の3番の耐震化促進支援事業というのがありますが、これを拡充する予定で、補助上限額とか補助率の一部を引き上げるという内容で、予算計上をしているところでございます。

このほか、ここには書いていないのですが公衆浴場の事業承継に向けた承継マッチング事業とか後継者支援事業というものも新たに実施する予定で予算を計上しているところでございます。

では、次に、第24次東京都公衆浴場対策協議会の会長を指名させていただきます。

東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第5第2項では、協議会の会長は委員のうちから知事が指名すると規定しております。この規定に基づき、第24次協議会会長は熊迫委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○熊迫委員 お受けします。よろしく願いいたします。

○折原課長 ありがとうございます。それでは、会長席へお移り願います。

(熊迫委員、会長席へ移動)

○折原課長 では、熊迫会長には、就任に当たり一言御挨拶をお願いいたします。

○熊迫会長 ただいま、本協議会の会長に御指名いただきました、国士舘大学政経学部の熊迫と申します。第24次協議会の会長をお引き受けするに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本協議会は、公衆浴場入浴料金統制額を知事が指定する際に、関係者の意向を十分に把握するために設置された専門家会議であり、我々委員の役割としては、入浴料金の統制額等に関して意見を申し上げることです。

昨年の状況を申し上げますと、入浴料金統制額の試算では、理想の入浴料金と現状の入浴料金は84円の乖離があるという結果でした。ほとんどの委員から統制額の引上げが妥当であるという意見が出されましたが、料金が統一価格となっているという実態を鑑み、30円引き上げて550円が妥当との意見が多数でありました。そして、協議会の意見を踏まえ、東京都では、令和6年8月1日付で統制額の引上げがなされました。

皆様も御存じのとおり、都内の公衆浴場は、自家風呂の普及、経営者の高齢化、後継者不足、施設の老朽化などの理由により毎年多くの浴場が廃業し、減少の一途をたどっております。また、長引く燃料費の高騰により、その経営環境はますます厳しさを増しています。こうした難しい社会経済状況の中で、本年の統制額の検討に当たっては、皆様方と十分意見を交換していきたいと考えています。

最後に、会長として精一杯努めてまいりますので、委員の皆様方の御協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○折原課長 ありがとうございます。

次に、会長代理の指名ですが、東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第5第4項では、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理すると規定しております。この規定に基づき、第24次協議会の会長代理につきましても、会長から指名をお願いいたします。

○熊迫会長 それでは、拓殖大学の石毛委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○石毛委員 はい。よろしくお願いいたします。

○折原課長 ありがとうございます。

議事を開始するに当たり、会議の公開についてお伝えいたします。

本協議会は原則公開でございますが、会議次第の3、意見聴取以降については非公開を予定しております。

なお、議事録に関しては、設置要綱第8第2項により、協議会の率直な意見の交換を不当に損なうおそれがある場合を除き公開となる旨、定められております。こちらにつきましても御了承ください。

それでは、ここで、古屋生活文化スポーツ局長から御挨拶申し上げます。

○古屋委員 生活文化スポーツ局長、古屋でございます。

第1回の協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様方には御多忙のところ、都庁まで足を運んでくださり、参加していただきまして誠にありがとうございます。

公衆浴場でございますけれども、言うまでもなく、都民の皆さんに入浴機会を提供する公衆衛生上必要な施設でございます。また、地域の皆様の交流の場や健康づくりの場という意義もございます。最近では、日本の伝統的な文化ということで、海外から来訪されるお客様も、銭湯に行って日本の文化を味わうといった方が増えているという、日本の文化としても非常に重要な場となっております。

一方で、御案内のとおり、近年の都内~~の~~公衆浴場の数の減少等を見ますと、経営者の高齢化、後継者の不足、それから、設備の老朽化といったようなことが原因となって公衆浴場の廃業傾向がまだ続いているところです。また、長引く物価の高騰も浴場の経営を圧迫する要因の一つとなっております。そのような中でも、公衆浴場組合の皆さんを中心に、各浴場でそれぞれ工夫を重ねて営業を続けてくださっております。

この状況について、昨年の協議会でも皆様方から様々な御意見を頂戴したところでございます。そうした御意見を基に、東京都では、先ほど担当からも少し触れさせていただきましたが、様々な対策を講じてきまして、新年度に向けても様々な新規の取組を検討しているところでございます。特に、燃料費の高騰分につきましては、これまでも補助を実施しておりますけれども、来年度の上半期も引き続き御支援できるように、今年度の最終補正予算に要求を盛り込んでいるところでございます。

また、来年度の予算案では、クリーンエネルギーの推進事業、それから、耐震化促進の支援事業について補助の上限額の引上げや補助率の一部引上げなどを要求しております。加えて、新たに後継者の確保問題に直面する浴場の承継を促進していくために、コンサルティング事業者を活用しまして、マッチング事業を予定しております。決まった後継者の方への運営に当たっての補助といったような支援策も新規に要求しているところでございます。

もう、ありとあらゆる策を考えまして、考えていることは全て要求しているというぐらいの対策を講じているところでございます。これも、公衆浴場が都民の生活にとって、また、東京の文化にとって必要不可欠なものであるという私どもの認識によっているところでございます。

公衆浴場を取り巻く環境は依然厳しい状況でございますけれども、委員の皆様方には、統制額を含む浴場の経営について、専門的な見地から幅広く、御意見、御討議を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○折原課長 ここから会長に議事の進行をお願いいたします。熊迫会長、よろしく願いいたします。

○熊迫会長 それでは、会議次第に従いまして、令和7年の入浴料金統制額に関する協議を進めてまいります。皆様におかれましては、円滑な進行に御協力くださいますようお願い

いたします。

初めに、次第2の(1)、都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況になります。事務局から説明をお願いします。

○折原課長 資料1を御覧ください。

初めに、公衆浴場の現状に着目していただくということで、都内公衆浴場数の推移と入浴料金統制額の改定状況について御説明します。

上段「1 都内の公衆浴場数等の推移」を御覧ください。

都内の公衆浴場は、昭和43年の2,687軒をピークにして、その後は減少の一途をたどっており、昨年の12月末現在で430軒となっています。このうち、区部に所在する浴場数は393軒、市部は37軒となっております。

次に「利用人員」の欄を御覧ください。

1浴場1日当たりの平均利用者数を記載しております。

この平均利用者数は、都内公衆浴場の入浴料金収入を基にして算出した計算上の人数です。昭和43年には、1日平均530人の利用がありましたが、自家風呂の普及とともに減少し、平成20年以降は120ないし140人の間で推移しています。近年は、わずかずつですが増加の傾向にあります。なお、令和6年につきましては、現在、調査結果の集計中です。

次に「自家風呂保有率」の欄を御覧ください。

総務省が5年に1回実施している「住宅・土地統計調査」の数値を記載しております。

都内の公衆浴場数が戦後最大であった昭和43年の自家風呂保有率は、42.2%と5割に届いていませんでしたが、その後、割合が増え続け、平成20年の自家風呂保有率は97.6%となっており、現在、都民のほとんどは自宅で入浴できる状況となっております。なお、平成25年以降に実施された総務省の「住宅・土地統計調査」では、自家風呂の有無に関する調査は行われておらず、以後、統計がありません。

矢印の下「区市別公衆浴場数」を御覧ください。

令和6年12月末現在の浴場数を区市別に見たものです。

都内の公衆浴場の9割以上は23区内にあり、全ての区に所在しております。このうち、浴場数が最も多い区は大田区の34軒、次いで江戸川区の27軒、板橋区が25軒と続いております。一方、市部につきましては、御覧のように、浴場数が多い三鷹市、府中市、調布市でも4軒という状況となっております。公衆浴場が1軒もない市は、青梅市、日野市、福生市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市の8市となっております。また、全ての町村にも公衆浴場はありません。

次に、下段の左「2 東京都公衆浴場入浴料金統制額」の改定状況を御覧ください。

昭和63年から令和6年までの入浴料金統制額の改定年とその内容を掲載しております。

直近の改定は、昨年8月1日に大人統制額を30円引き上げたところです。

以上が、都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況となります。

○熊迫会長 次に、次第、第2の(2)、これまでの協議会報告で受けた意見に関する取組

についてに入ります。まず、昨年の協議会報告について、事務局から説明をお願いします。

○折原課長 資料2を御覧ください。

昨年、令和6年の協議会報告になります。

こちらの「2 今後の浴場経営について」では、公衆浴場業界が、地域における交流拠点としての役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場の発展に向けて、利用者サービスの一層の向上や新規利用者拡大のために取り組んでいただくよう、7つの意見が付されています。御紹介します。

(1)は、キャッシュレス決済の導入を促進することです。

新たな利用者を取り込むという意味で、デジタル化が重要というものでございます。

(2)は、各公衆浴場の状況に応じた柔軟な料金設定を行うことです。

統制額はあくまで入浴料金の上限に過ぎず、統制額より低い料金が設定できないという暗黙の了解があると、各浴場の要求を全て満たすことが難しくなる。また、利用者側の情報も積極的に収集し、料金設定に生かしていただきたいというものでございます。

(3)は、多様な営業形態を選択することです。

例えば、利用者の少ない時間帯に安い料金で入浴できるような取組を浴場ごとに行うなどの工夫を、長時間の入浴者への対策等、難しい点はあるものの検討していただきたいというものでございます。

(4)は、共通入浴券の多様化や売り方の工夫をすることです。

共通入浴券の多様化も、料金の多様化につながっていくので、例えば利用者の少ない時間帯に時差回数券のようなものを作るなどの工夫をしていただきたいというものでございます。

(5)は、利用者開拓に取り組むことです。

急激に増えているインバウンド客の取り込みや地域の潜在的な利用客を掘り起こすことが重要であり、また、施設上の工夫や変わり湯・スタンプラリー等の集客の工夫を続けていただきたいというものでございます。

(6)は、自店の経営実態を知ることです。

自店の基本的な経営数字を把握することは、経営戦略を考える上で有効であるので、組合としても浴場に働きかけを行っていただきたいというものでございます。

最後に、(7)は、浴場経営者の次世代育成を行うことです。

浴場の経営・運営はかなりの体力仕事で、高齢の浴場主だけでの経営は限界があることから、組合が取り組んでいる次世代育成に期待したいというものでございます。

以上でございます。

○熊迫会長 次に、これまで協議会報告で受けた意見に関する取組について、事務局から説明をお願いします。

○折原課長 資料3を御覧ください。

この資料は、これまでの協議会において、協議会意見として表明された項目について、

浴場組合における取組状況をまとめたものです。後ほど、浴場組合から補足説明をお願いしたいと思います。

「1 ボディソープやシャンプー等常備の実施率向上」ですが、無料で使用できるボディソープとシャンプーを常備している浴場につきましては、ここ5年間、81～82%をキープしており、着実に促進が図られたと考えます。

「2 利用者拡大を図る取組事例」につきましては、銭湯の応援団、銭湯サポーターと浴場組合との交流促進等を目的に開催している「銭湯サポーターフォーラム」が開催されました。銭湯をこよなく愛し、応援したいという方々と浴場組合が協力、連携を深め、公衆浴場の活性化につなげていくことが期待されております。都としても、こうした取組を支援してまいります。

加えて、組合と都が連携し、観光客向け銭湯の魅力発信・利用促進プロジェクトとして「WELCOME! SENTO Campaign」を実施しています。先ほど御説明しました、お手元にお配りしているのがキャンペーンチラシになります。

キャンペーン期間は、昨年10月10日から令和7年2月28日までで、旅マエ・旅ナカの外国人観光客等に向けて製作したPR動画や、英・中・韓3か国語の特設サイトにより、東京の銭湯の魅力や入浴マナーを発信するとともに、多言語での接客やキャッシュレス決済対応などを行う「外国人観光客WELCOME! SENTO」を約50軒整備し、銭湯を気軽に利用していただくというものです。

さらに、TOKYO SENTO COUPON for Touristsとして、東京を訪れた国内外の観光客向けに都内銭湯の割引入浴クーポンを配付し、銭湯体験の促進を図っています。このチラシの裏面の右下についているのがそのクーポンでございます。

本事業により、インバウンド顧客の獲得につなげることを目指しています。

続きまして「3 銭湯の魅力を国内外に広める取組の積極的推進」につきましては、平成27年4月から、浴場組合はホームページを全面リニューアルし、多言語化を図りました。ここでは、SNSを活用した銭湯情報発信の実績を掲載しています。

続きまして「4 健康増進事業やコミュニティの再生、耐震化の促進、使用燃料のクリーン化、省エネ化」につきましては、ミニデイサービスや健康体操などの健康増進事業が実施できるスペースの確保やバリアフリー化を図るため、昨年の4月1日から12月末までの間に、大規模改修を行った浴場が1軒となっております。こうした施設の改築または改修には多額の資金を必要とすることから、都では、これらの経費の一部について助成を行っているところです。

また、浴場施設の耐震化の促進と使用燃料のクリーン化、省エネ化につきましては、昨年4月から12月までの間、都の助成制度を活用して実施した浴場数を掲載しております。

以上で説明を終わります。

○熊迫会長 このことにつきまして、浴場組合として補足説明があればお願いします。

○石田委員 2番の「銭湯サポーターフォーラム」についてですけれども、200名の募集に

対して430名の応募がありました。また、コロナ禍でできなかった交流会も開催し、盛大に閉会させていただきました。

あとは、書いてあるとおり実数ですので、このフォーラムが皆さんにどれだけウケたのか、ということで説明を補足させていただきました。ありがとうございます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いします。

ないようでしたら次の議事に入ります。

このたび、統制額に関して協議するに当たり、浴場組合から知事宛てに要望書が提出されておりますので、要望書の読み上げを事務局からお願いします。

○折原課長 読み上げさせていただきます。

「令和7年東京都公衆浴場入浴料金統制額に対する要望について」。

「日頃より、都民の日常生活にとって身近な公衆浴場施設の確保について、深いご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。令和7年の入浴料金統制額については、下記のとおり要望いたしますので、格別なるご配慮を賜りますようお願い申し上げます」。

「1 長期化する原油価格の高騰に伴い、ガス料金・電気料金などのエネルギーコストの高止まりや物価上昇による衛生管理用品などの価格、また、賃上げによる人件費も上昇しています。中でも、エネルギーコストであるガス料金等については高額な金額となっており、営業継続のための努力も限界に達し大変厳しい状況です。適切な経営環境を確保できる金額となるようご検討ください」。

「2 世界情勢や円安により、原材料価格は高騰を続けております。建築や修繕、設備投資に係る費用が上昇しており、公衆浴場の維持管理費は急激に増大しています。経年劣化により機能が低下していく施設設備の更新を行うことが極めて困難な状況にあります。適切な設備投資や修繕を行うことができる金額となるようご検討ください」。

「3 近年、浴場組合は、銭湯の担い手を自ら育成する事業を開始しています。次代の経営者たちが、意欲的に銭湯経営の改善に取り組んでいける金額となるようご検討ください」。

以上でございます。

○熊迫会長 このことにつきまして、浴場組合として補足説明があればお願いします。

○石田委員 衛生用品だけではなくシャンプー、ボディソープ等、あと、当店では水を軟水化しているのですが、そのための塩が今まで2,000円だったのが2,500円。税別ということで、そのぐらい上がってきています。細かいことですが、去年の10月以降、物価が物凄く上がっていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

協議会では、令和7年の統制額に関して協議していくことになります。

それでは、次第2の(3)、統制額の算定等についてに入ります。

妥当な統制額とするため、都では、浴場の経営状況を調査します。調査の方法などについて、事務局から説明をお願いします。

○折原課長 資料5を御覧ください。

令和7年公衆浴場入浴料金統制額の算定等について、その基本的考え方、算定手順について定めたものになります。

まず「1 入浴料金統制額の指定」ですが、入浴料金は、物価統制令に基づく統制料金となっており、都道府県知事が入浴料金の最高限度額を指定いたします。これが統制額でございます。浴場事業者は、知事が指定した統制料金の範囲内で入浴料金を定めることとなっております。

指定に当たっては、経営の実態調査を行うとともに、協議会等を設置し、関係者の意向を十分把握するよう、昭和38年第113号厚生事務次官通達及び第335号厚生省環境衛生局長通達が発出されております。

「2 入浴料金統制額の算定根拠」につきましては、昭和48年第233号厚生省環境衛生局環境衛生課長通知により、事業が効率的に行われた場合に要する費用総額に、適正な事業報酬を加えた原価が総収入と見合うように料金を設定する総括原価方式を用いることとしております。

本方式は、ガス、水道、電気等、公共性の高いサービスの料金算定に用いられており、公衆浴場入浴料金もそのような性格を有すると考えられるため、この方式を用いて算定いたします。

令和6年統制額は、総括原価方式で導き出した推計値は、現行の入浴料金と84円の乖離がありましたが、引上げ幅は30円にとどめるといたしました。上限額である統制額の下、各浴場が自由な料金設定をできるのであれば大きく引き上げるという判断もあり得るとの意見もあったわけですが、このように算出した推計値をそのまま使うのではなく、ほとんどの場合、浴場側の経営と利用者側の負担を考慮に入れつつ、判断をするための一つの材料として用いているということでございます。

次に「3 入浴料金統制額（案）の算定手順」でございますが、「（1）会計調査対象浴場の選定」といたしまして、使用燃料や用水、入浴料金収入面で標準的な浴場40軒程度を選定いたします。選定につきましては、資料7で御説明いたします。

「（2）会計調査の実施」では、（1）で選定した浴場の直近1年間の決算書、会計帳簿等の調査・分析を行いまして、入浴料金収入や人件費、燃料費といった収支科目ごとに令和6年の平均収支実績表を作成いたします。

「（3）収支推定表の作成」は、上記（2）で作成した令和6年の収支実績表の数値を基礎に、それぞれの収支科目ごとに令和7年の所要額を推定し、収支推定表を作成いたします。収支推定表に関しましては、この後、資料6で御説明いたします。

「（4）入浴料金収入の所要変動率の算出」は、これまで御説明した手順を経まして、推定収入と推定費用の差額から入浴料金の所要変動率を算出しております。

(5) としまして、所要率を基に算出した現在の統制額との乖離幅を協議会にお示しします。

参考として、所要変動率から令和6年の統制額案を算出したときの流れを四角囲いの中にお示ししていますので、ここで御説明いたします。

都では、1世帯1回当たりの入浴料金という観点から統制額を算出します。令和6年統制額を改正する前は、大人520円、中人200円、小人100円でした。

1のところ、収支推定表により算出した令和6年の推定所要変動率は、16.061%でした。

次に、2のところですが、米印にありますように、令和6年の平均世帯人員は2.95人。また、公衆浴場利用者構成比は、大人96.19%、中人2.13%、小人1.68%でした。これらのことから、1世帯公衆浴場利用に係る構成人員は、大人2.84人、中人0.06人、小人0.05人となります。これに、その時点での入浴料金統制額をそれぞれ掛けて足し上げますと、1,493.80円となります。これが、統制額を据え置いた場合の1世帯1回当たりの入浴料金統制額となります。

3ですが、2の統制額に所要変動分を掛け、1世帯1回当たりの推定額を出します。これが1,733.72円となります。

次に、それぞれの大人、中人、小人、それぞれの統制額へ割り戻しますが、中人、小人の統制額は引き上げたばかりで、また、入浴料収入への影響が小さいため、据え置くこととし、2で算出した構成人員を当てはめると、大人は604.48円となりました。大人料金が604.48円であれば、推計される不足額が解消されるということです。乖離額は604.48円から520円を引くと84.48円ありました。しかし、不足分84円、全額引き上げてしまうと、上限額である統制額の下、各浴場が自由な料金設定を行っていない実態がある中では、客離れを起こすかもしれないという意見もあり、引上げ額は30円にとどめ、大人550円、中人200円、小人100円といたしました。

次に、資料6、公衆浴場入浴料金算定基準を御説明させていただきます。

これは、公衆浴場入浴料金を具体的に算出していく際の基準についてお示したものです。

1では、料金の算定は総括原価方式で行うこと。

2では、原価計算期間は、事業年度を単位として将来の1年間とすること。

3では、人件費、用水費及び光熱費など、営業費用の科目ごとにその算定方法について説明しております。

4から6では、営業外費用、事業報酬、建物再調達費の算定方法について規定し、7では原価計算表と経費内訳について説明しております。

別表は、7で御説明した原価計算表の様式で、原価計算表の収支科目の説明と計算方法などをお示ししております。

表中の科目欄は、1の「入浴料金収入」から4の「特別利益」までが収益合計を算出する科目となっております。

5の「人件費」から19の「建物再調達費」までが費用合計を算出する科目となります。  
20の「収支差」では、収益合計と費用合計の差額を計上いたします。

20の「収支差」に21の「事業報酬」を加えて「過不足額」を算出いたします。

最後に、この「過不足額」を解消するための入浴料金の所要変動率について、右下に記載している計算式にて算定いたします。

表、右の「推定」欄につきましては、令和6年会計調査による実績値を基に、令和7年の収入と費用の推定額を算出する際、どのような数値を使用するかを記載しております。

「実績」と記載しているものについては、令和7年の推定額は、令和6年の会計調査の実績値を横引きするということとなります。

「実績×適正な増減率」と記載しているものにつきましては、令和6年の会計調査の実績値に消費者物価指数などの変動要素を反映して算定するということとなります。

次に、資料7を御覧ください。

会計調査を実施する浴場の選定条件について、御説明いたします。

会計調査の対象といたしましては、次の条件を備える標準的な浴場40軒程度を選定いたします。

まず「1 燃料」につきましては、重油・廃油といった液体燃料、電気・ガスもしくはソーラーの専用またはそれらの併用であること。

「2 排水」につきましては、公共下水道を使用していること。

「3 用水」につきましては、上水専用または上水井水併用であること。なお、原則として、併用比率は上水50%以上といたします。

軒数は、浄水1%ないし49%のほうが多いのですが、例年、この基準でやらせていただいております。総括原価方式で求める方法が、前年度実績を基に翌年度の推定を行う形になりますので、この条件を維持したいと考えております。

「4 収入階層」につきましては、入浴料金収入が1100万円以上2600万円未満であることを条件としております。この基準に関しまして、令和6年9月に実施した公衆浴場基本調査の結果から具体的に絞り込みをかけました。表の網掛け部分が選定条件に該当する浴場数でございます。

まず、公衆浴場基本調査の有効回答370件のうち、左の「燃料条件」である木材等の雑燃を使用していない浴場は307軒となっております。次の「排水条件」である公共下水道利用の浴場は306軒。このうち、「用水条件」である上水50%から100%が101軒。そして、右側の収入階層条件である入浴料金収入が1100万円以上2600万円未満の浴場数は48軒となっております。こうして絞り込んだ全ての条件を満たす48軒を平均的浴場と捉え、この中から40軒程度を調査対象浴場として選定してまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○熊迫会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、説明のありました会計調査の実施につきましては、私から提案申し上げます。

統制額算定の基礎となる会計調査は、会計調査の対象となる浴場の決算書や会計帳簿などを基に、それぞれの浴場の収支状況について調査を行います。これらの調査は、決算書に計上された費用を浴場関係費用と附帯事業関係費用に分け、さらに各費目の分類が適切かをチェックするなど専門的な業務になりますことから、学識経験者委員で公認会計士の土田委員にお願いできればと思いますが、土田委員、いかがでしょうか。

○土田委員 お話のありました会計調査の件、お引き受けいたします。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、会計調査の実施につきましては、土田委員にお願いします。

次に、次第の3、意見聴取に入ります。

冒頭、事務局から説明がありましたとおり、本協議会は、東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第8第1項により公開が原則ですが、これからの意見聴取では、昨今の公衆浴場を取り巻く厳しい経営状況を踏まえた忌憚のない御意見をいただくため、同項ただし書「協議会の決定により非公開とすることができる」によりまして、非公開の取扱いとしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○熊迫会長 ありがとうございます。

それでは、ここから非公開となります。

名簿の順に指名をさせていただきますので、お一人ずつ御発言をお願いします。お時間のこともありますので、1分から2分程度でお願いできればと思います。統制料金の改定等に対する意見・要望についてのほか、日頃、銭湯に関してお感じのことや、先ほどの業界の御意見に関しての御意見でも結構ですので、御自由にいろいろな観点から御意見をいただければと思います。

まず、学識経験者委員、石毛委員からお願いします。

○石毛委員 石毛でございます。

まず銭湯の皆様、本当にいろいろと大変な中、御努力されていることに敬意を表したいと思います。それから、埼玉県八潮市の道路陥没事故につきまして、周辺区の銭湯で、埼玉県の方に対して優遇措置を取られましたこと、こういう御努力についても敬意を表します。このような助け合いの精神があるというのが分かると、銭湯に対する親近感も一層湧くということではよいことではないかと思っております。

今回、この協議会の出席に当たりまして、私の周りの銭湯によく行く方にいろいろ意見を聞いてまいりました。

先ほど、ボディソープとかシャンプーの件も出ましたが、大体81%程度で高止まりといえれば高止まりですが、逆に増えていないという状況があるということでしょうか。

○折原課長 そうですね。横ばいということですね。

○石毛委員 横ばいですね。先ほど石田委員からもお話がありましたように、昨今コストがかかっているのはそのとおりだと思います。大変なことはお察しするのですが、一つの銭湯に行く方、いろいろなところを渡り歩く方がいらっしゃるのですが、やはり気楽に行けるのはいいことだとおっしゃいます。

当たり前のように、例えばボディソープ、シャンプー、あと、有料無料は問いませんが、タオルが使えるようになっているのが、気楽に入れる、誰でもいつでも気楽に入れる銭湯という意味でよいのではないかと思っております。

サウナもそうです。最近新しくなっている銭湯は、サウナが設置されているところが多いのです。全店で部設けるのはコストもかかり大変ですが、東京都には、サウナ等の、新しい設備を入れるための補助について、御検討いただければと思います。

最後に、これは個人的な意見ですが、夜行バスとかで東京に帰ってくると、東京駅とか、バスタ新宿の周辺で朝湯をやっている施設が非常に少なく、例えばネットカフェのシャワーとかも含めて物すごく混んでいます。

かつて、京都駅の目の前にある京都タワーの地下に浴場があって、非常にはやっていました。東京駅も、駅の地下に東京温泉というのがあったことがあって、あれもなくなってしまいました。バスターミナル等に近い浴場施設がないということで、観光客等が、朝、ひとつ風呂浴びたいとか、ちょっときれいになりたいというときに、行けるところがないというのは、ニーズを取りそびれているのではないのかなと思うところがあります。

当然、地価も高いところなので誰がそんな施設を作るのかということも含め、後継者の養成とともに、そういったニーズに応じていくということをぜひ期待しております

○熊迫会長 では、奥野委員、お願いします。

○奥野委員 銭湯大使の奥野です。よろしくお願いいたします。

1つ目は、とても細かいことで、私の理解がまだ足りていないところもあるかもしれないのですが、健康増進型改築に関してです。

先ほど、実績が1軒だったとの報告がありましたが、よく利用する健康増進型のお気に入りの銭湯があるのですが、すごく大改修しないとその制度が使えないという印象を持っていて、もちろん、それぐらいそろえないと健康増進ができないという概念があつての支援事業だとは思いますが、そもそも銭湯自体がすごく健康維持に結びついているところがあると思うので、もう少し部分的な支援ができるといいかなと一消費者として思っていました。

2つ目が、先ほど報告にもありましたサポーターフォーラムに関してです。

私もずっと参加をしているのですが、すごく銭湯ファンの人の熱量を感じるができる場所で、東京以外からもいらっしゃるのですが、こんなに銭湯を応援したいという熱があるのは、やはり東京が一番だなと思います。

そういう中で、よく銭湯ファンの方が言うのは、入浴するとかSNSで紹介するとかで応援

したいのはもちろんだけれども、何かもっと応援できることはないのかなということです。浴場の方が、本当に困っているのだったら、署名運動してもいいと言うファンの方とかもいるぐらいです。なので、もっとファンの方、サポーターの方が関われるチャンスがあるといいと思っています。

最後に、担い手事業も、そこから経営者になられた方もいるということで、すごく意義があると思います。あとは、建物の譲渡とかお金を伴う大変さがあるところがネックだということもよくお聞きするので、根本的なサポートができるような体制をつくるとか、既にされていますが、もっと強化できるとより方向にいくのではないかと思います。

以上になります。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、栗生委員、お願いします。

○栗生委員 一般社団法人せんとうとまちの栗生です。よろしくお願いします。

私も2点ほどございます。一点目は、奥野委員からお話のあった事業承継についてです。一軒一軒、銭湯さんを回ってお話を伺っていますと、やはり皆さん、強い使命感を持ってやっていたら、地域のお年寄りなどが足しげく通われていることから自分たちが必要とされているというのを深く理解されており、何とか続けていきたいと思っていたら。でも、やはり後継者がいませんという銭湯さんがたくさんいらっしゃって、ゆくゆくは閉店してしまう可能性が高い中、その問題には目を向けずに何とか日々を頑張っているという状況があります。

お話をしている、多くは事業承継というのは選択肢に入っていないのです。いろいろ問題もあるとは思いますが、外からの介入を含めた事業承継がもう少し一般化されるようになったらと感じています。職住一体型の産業ですし、なかなか家族以外の人たちが入り込んできたり、他人に承継したりというのは大変ハードルが高いのだと思うので、何がネックになっているのか、アンケートなりも含めて聴き取り、その辺のハードルを下げていく必要があると感じました。

二点目は、お話を伺っていると、燃料費の高騰などが非常に厳しい状況であるということですが、結構話に聞くのが「設備の老朽化」です。水漏れがひどいとかタンクが壊れたとか、それを替えるのに見積りを取ったら800万円すると言われどうしたらいいとか、そういう相談が来てしまったりするのですが、クリーン化とか耐震化とか、そういうものへの支援を拡充するだけでなく「設備の老朽化」に関して、より支援が充実するとよいと思っております。

○熊迫会長 ありがとうございます。

土田委員、お願いします。

○土田委員 公認会計士の土田です。

浴場組合の皆さん、いつもありがとうございます。また、いろいろ鋭意努力をいただいているところには非常に敬意を示すところでございます。

お話に出ていますが、私が一番気になっているのは、やはり後継者の育成のところです。浴場組合もそこに取り組んでいらっしゃる、東京都でも、事業承継マッチング事業と後継者支援事業に乗り出していただいたというのは非常にうれしいニュースだと感じております。さらに具体化、取扱い案件が増えますよう、鋭意さらなる努力をしていただきたいと希望するところです。

あと、これも奥野委員、栗生委員から繰り返しお話が出ていますけれども、燃料費補助、健康増進型補助、クリーンエネルギー化云々と、行政として名目がないと設備投資補助を拡大するのは難しいのかもしれませんが、浴場への支援は東京都に、さらに充実させていただきたい。装置型産業でありつつ、一事業者当たりが非常に小規模な事業者が多いので、設備投資負担が非常に大きく感じられる業態だと思います。設備投資に対する補助、また、燃料費については、相場ものですので商売人がいかんともしがたい部分でございまして、苦しい状況にある浴場を何とか補助していただきたいと考えます。

また、私は数値面が専門でございまして、統制額が過去4年連続で増加しているわけです。利用者のことを考えますと、できれば一回ストップしたいという気持ちはあります。ただ、数字は正直に出るところでございまして、燃料費補助の一方で燃料費の高騰、諸物価の高騰によってどのような数字が出るか、それをにらみつつ、また慎重に検討してまいりたいと思っております。

一点、浴場組合で実感としてあるかないか分かりませんが、もし御感想があれば、後でもいいのでお聞かせ願いたいと思うのですが、資料を拝見していて、令和5年のところで、1日当たりの利用人数が前年の144から154で10名ほど増えています。営業をされていて増えている実感があるのだろうかということをお聞きしたいということ、もし、その実感があるようであれば、こういった理由が推測されるのかということのを、事業者お聞かせいただけたらありがたいです。

以上です。

○熊迫会長 今の点については、後ほど浴場組合からお話しいただければと思います。

では、中田委員、お願いします。

○中田委員 経済産業省の経済産業研究所の中田でございまして。よろしくお願ひいたします。

土田委員からもお話がありましたが、諸物価の高騰、エネルギー価格の高騰というのは浴場にとって大きな打撃となっていると推測して思っておりますので、今年度、どのような数字が出てくるか分かりませんが、柔軟に考えていきたいと思っております。ただ、生活の場としての銭湯でもありますので、そこをどうやって守っていくのかということも、知恵を出し合っていければと思います。例えば、統制額としては大幅に上げ、クーポンや回数券などで地域の方の需要をしっかりと守るという考え方もあろうかと思っております。

それから、今の統制額の区分は、小人、中人、大人となっておりますが、例えば中人が12歳までとなっておりますが、そういったところも柔軟に見直してもいいのではないのかと思

います。どうやって年齢確認をするのかという問題はあるかと思いますが、18歳以下を中人料金とするなどして、未成年に関しては、生活の場としての支援が必要ということで安くする。その場合、大人との価格差が広がりますが、クーポンや回数券など補ってもらうということもありえると思います。

また、冒頭、古屋局長からお話がありましたが、生活の場以外で銭湯が果たすべき役割というのが多面的になってきていると思われまます。今日配っていただいている銭湯キャンペーンですが、このクーポンで入浴料金550円を300円とできているのは何らか補助を入れていただいていると思います。この効果がどのようになったのか、関心のあるところです。恐らく外国人観光客の方は、200円安くなったところで、それほど価格に反応するものではないと思います。むしろアディショナルなサービスがあったほうが外国人観光客の満足度が高まるものかもしれません。いずれにせよ、商売として取れるところからはしっかり取っていただいて、それを次の経営資源の投入につなげていただき、生活の場として守るべきところはしっかりと守ってあげてほしいと感じておりますので、今年度、出てくる数字を見ながら、議論させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、続いて、利用者代表委員に入ります。高橋委員、お願いします。

○高橋委員 消費者の立場でお話しさせていただきます。

内風呂が増え、銭湯がどんどん減ってきたという歴史の中で、何とか持ちこたえてこられたというのは、東京都と銭湯ファンの人たちが日本の文化として残そうという意識をもって取り組んできて今に至っているのだらうと思います。そして近年は、新たに物価や燃料費の高騰などを視野に入れた取組が求められてきているということです。銭湯の後継者育成の取組を新たにすることですが、様々な支援を考えても、今、銭湯を運営されている方たちの収入というのが、私たちは見えていません。

若い人が容易に後継者として入っていけない理由があるのだらうと推測します。なので、最低の収入を保障していくような補助の在り方とか、そういうことも必要になってくると思います。入浴は、確実に何人来るといってもなく、食べ物と違って、必需品とはいえちょっと違う意味合いをもつと思います。今、利用されている方たちは高齢者の方が多いですが、おそらくは内風呂があっても銭湯にいらしているわけですよね。特に、おひとり暮らしだと、入浴時のヒートショックとかを考えると、御近所の人たちと顔を合わせて、見守っていただくみたいな感じに利用されている方も多いたらうと、周りでもそう言っていますので、高齢者が多くなればなるほど、銭湯の必要性というのもまた見直されていくのだらうと思っております。

先ほど、銭湯ファンの方がたくさんいらっしやって、入浴だけではなく、もっと何か応援する仕方がないだらうかという声があることを伺いました。いろいろなイベントを各自治体でもやっています。昔、私ども消費者団体で生活展をやったときに、銭湯組合の方がブースに来てくださって、チケットを配ったり、お話をしてくださったりしていた時期も

ありました。今は、そういう余裕もないのかもしれませんが、ファンの方たちを誘導できないものかなと思いました。

個人での応援というよりも、グループで何かのイベントに出て行ってPRしようよとか、そういう力になってもらえるとよいのではないかと思います。それを、どこでまとめるとうまくいくのか課題はあるかもしれませんが、そういうことを感じました。

それから、プロジェクトで配布するクーポンの価格設定は、割引する必要はないと思います。外国人の方たちは、日本が今安いから来ている状況もあり、銭湯の値段がちょっと高くても全然平気ではないかと思われます。

また、以前委員でいらした葛飾区の植竹副区長が、ファミリーチケットみたいな、年間のパスポートのようなものを配っているとおっしゃっていました。生まれたときや学校に入学したときにプレゼントされると、それがきっかけになって、親子で銭湯を利用すると、子供は覚えるわけです。今、内風呂があると、なかなか銭湯というのは目を向ける機会がなくて、うちの子たちは行きましたが、行かない子の多くはずっと行かないというので、タイミングをつかんで、ファミリーを対象にそういう機会をつくるというのを、一つの区だけでなく全都的に取り組むといいのではないかと思ったので提案させていただきます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、中村委員、お願いします。

○中村委員 いつも銭湯を利用させていただいています。ありがとうございます。

銭湯フォーラムも昨年参加させてもらって、とても盛り上がって楽しかったです。

トレーディングカードの販売が、その後、始まったと思うのですがけれども、どういう人気ぶりなのかお聞きできればと思います。また、フェイスブックでサポーターになっているのですが、どこの銭湯に行ったよというような情報のほか、閉店情報が掲載されていて、寂しさを感じます。

電車に乗っていろいろなところの銭湯に行きますが、廃業して駐車場になっていたり、今日はボイラーの点検でお休みとか、せっかく行ったのにちょっと残念なことがあるので、そういった情報がリアルタイムに分かると、無駄足にならないのと思うことがあります。

それから、多分、また値上げになるのは仕方ないとは思いますが、やはり利用者側としては、なるべく小幅な値上げがいいと思いながら参加しているところです。

また、この協議会で統制額を決めているやり方ですが、昭和21年の物価統制令に基づいて、この方式でやっていくのが本当にふさわしいのかなと思います。自家風呂がほとんどの世帯にあるという時代にあって、これが、統制額でなくなると、利用者側としては不便になるのかどうなのか、業界側としても自分たちで全部決めなければならないことになるのか、考えているところです。

以上です。

○熊迫会長 ありがとうございます。

浴場料金を統制額とすることは法定ですので、仕方のない部分がありますが。

星野委員、お願いします。

○星野委員 前年度もこちらのほうに参加させていただきまして、いろいろお話を聞いている中で、入浴料の値上げ分は利用者負担なのか、東京都等行政の支援で負担するのかというのをずっと考えていました。今日もお話を聞きながら、東京都からは、支援事業を幾つか拡充します、新しい補助事業も考えていますとありました。統制額を決めるときには、実績から引っ張ってくるしかないと思うので、支援分が反映されないのがちょっと疑問ではあります。ただ、ある程度の試算がなければ比較もできないので、そのところは、推定所要変動率が出たときに御質問をしたいと思います。

個人的には、先ほど中田委員がおっしゃったように、利用者に負担を強いるのであれば、生活として使っている方と、文化体験やレジャー等で使う方と料金の差をつけてもいいのではないかと思います。

今、日本では、インバウンドの方には少し高い金額を出して、地元の人や日本人には少し抑えた金額でという考え方も、他の業界では進んでいますので、銭湯に馴染むかどうか分かりませんが、生活として使っている方には、回数券がより安く買えるようにしてあげるとかどうでしょうか。レジャーとして使う人は、よくほかと比べます。スーパー銭湯とか温泉に比べると、銭湯はすごく安くてびっくりするという声を聞くので、入浴料金を抑えることに、あまり効果がないのかもしれないと感じています。

なので、どういった方を対象に、何を守っていきたいのか、そして、どの層に負担を強いるのかということを考えてみると、いつまでも事業者の苦労とか努力と、利用者の毎日の負担利用金額を増やすだけではもたないのではないかと日々感じています。

ここ何年も東京都は統制額を上げています。全国的にもちょっと関東は高くなっていて、東京が統制額引き上げをけん引しているところもあるので、協議会では、きちんと議論をしていかななくてはいけないと思っています。

また、私もトレーディングカードが気になっていました。ほかの事業で、東京都は、マンホールのデザインをスマホを使って集めていこうみたいな事業をされていました。そういった催しで若い人を取り込むことも有効だと思いますので、幾世代によって支援も変えながら進めていけたらと思います。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、業界代表委員に入ります。

石田委員、先ほど幾つか質問がありましたが、もしお答えできるのであれば、そこもお願いします。

○石田委員 先ほど、石毛委員のおっしゃった手ぶらセットというのは、本部では推奨してまして、何とか各浴場に置いてもらえるよう促しています。

栗生委員のおっしゃった細かい設備については、区から、限度額が区によって異なるのですが、いろいろ補助をいただいています。

また、入浴者の増については、コロナ禍で若い人の遊ぶところがなくなり、銭湯に目を向けていただいて、それがリピーターになって残っているのと、サウナが手軽に利用できるというのも増加の要因かと考えています。

○熊迫会長 佐伯委員お願いします。

○佐伯委員 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

まず、石毛委員から八潮のお話が出まして、現在、支援浴場の地域が足立区から始まって、足立、葛飾、台東、墨田、新宿まで進んでいるところです。120万人のうちどれぐらいが通っていらっしゃるかわからないのですが、かなりの数の方が、東京の銭湯を利用しにきていらっしゃるようです。それをしっかりカバーできるように、八潮市内で下水道の使用制限の要請が出てから24時間後には受入れ実施を始め、スピード感を持って対処させていただきます。

こういったときに役立つ施設であろうというのは、我々の中では共通した認識でございますので、そのためにも一軒でも多く銭湯を残しておかないと、どうしてもカバーできる区域が小さくなってしまいますので、その辺をしっかりとやらせていただきたいと思っています。

担い手がなかなか出てこないというお話があるのですが、全ての根源は、やはり建物の老朽化なのだろうということを感じています。建物が老朽化してくると、どうしてもお客様の足が遠のく。お客様が遠のけば当然売上げがなくなる。売上げがなくなると担い手がなくなると、そのような構図です。実は、売上げがたくさんあるお店で担い手がないなどということは全くなく、売上げがたくさんあれば、次の方はすぐに見つかります。

建物が老朽化してきても、建物が使えるうちは一生懸命働けるし、飯をちょっと減らすこともできるのですが、修理費用を突然出すというのはなかなかできない。そこで設備で助けていただいているというのは大変ありがたいことと思っています。

各区市から設備助成をいただいておりますが、どうしても区や市によって補助額が違い、大きな格差が出てきています。主要な設備に関しては、ぜひとも少し東京都にも御助力をいただけたら大変助かります。

また、数字的にお客様の数が増えているように見えるのは、最も数字の悪いお店から閉まっていったという現実もございます。母数の中からそういうところが減っていくので、必然的に平均値が上がっていくということです。ただ、決してお客様の数が減っているという印象は持っておりません。横ばい、もしくはしっかりと増えているなど感じています。銭湯利用者は広がっているという印象は持っていますので、これをさらに広げていくために、委員の皆様の御意見等々参考にさせていただきながら、今後も営業を続けていきたいと思っています。

○熊迫会長 伊東委員、お願いします。

○伊東委員 皆様の貴重な御意見、ありがとうございます。

浴場組合としては、乖離のなくなるような統制額の引上げをお願いしたいところですが、

客離れのリスクもありますので、慎重にお考えいただければと思います。

ある浴場では、昨年、550円に引き上げたときに、週2回来ていたお客さんが、他の物価も上がっているなか、銭湯に2回来るのも厳しいなど、週1回になったというケースがあったとのことでした。

また、設備に関してなのですが、様々な故障がありますけれども、タイルの中に埋め込んである配管部分で漏れとかがありますと、それを直さなければ営業できないという状態になります。これが一番痛手で、廃業待ったなしということになります。その部分に関しての助成金というのが、区では多少あるのですけれども、埋め込み配管を直すとなると、大体3000万、4000万といった高額な工事代がかかりますので、その辺を東京都にはお考えいただければと思います。

それと、先ほどトレカのお話があったのですが、「東京銭湯コレクションカード」という正式名称でして、これは、各浴場で、東京都内各浴場で、1軒100枚、100円で販売しております。むやみに買っていただいて転売されても困りますので1人1入浴につき1枚という販売をさせていただいています。

既に人気のある銭湯では売り切れていまして、追加カードを作成しているところです。

また、トレカの作成者がマンホールカードの作成者とも縁があるということで、マンホールカードとのコラボも、今後、考えていきたいということも聞いていますので、その辺も楽しみにしていただければと思います。

○熊迫会長 では、山村委員、お願いします。

○山村委員 いろいろな意見、お話をお伺いしていて、本当に一つずつ真剣にお話ししたいと思うぐらいうんうんと聞いておりました。幾つか御質問に出ていた点を、お店を営んでいる立場でお答えできればと思います。その後に、本日申し上げたい点を、2点だけお話しさせていただきます。

まず、利用者が令和5年度辺りで増えているという点については、やはり石田委のお話とかぶりますけれども、コロナで東京がロックダウンしたときに、皆さんおうちから出る機会がない時に唯一開いていた銭湯に、コンビニに行くような感覚でちょっと行ってみようかなと思って来た方が、大きいお風呂に入るのは気持ちいいと気がついてくれて、だんだんと輪が広がっていった。コロナ禍はある意味、銭湯を知ってもらう機会だったと感じています。それ以降、定着し、微増ですけれども増えた要素になっているのかなと思っています。

次に、銭湯カードです。

伊東委員からお話がありましたとおり、銭湯カードというのは、売る側として考えたときに、これ、100円で買う人っているのかなと正直思いました。実際、蓋を開けてみると予想以上に売れています。買ってくださる方からは、ここのお風呂屋さんを応援したいから買いたいといううれしいコメントを頂戴します。応援したいという思いを100円という対

価で表してくださるといのは、ファンの獲得といいますか、裾野を広げるという点では、いい起爆剤だったのだと考えを改める機会となりました。

次に、設備の件です。

実際のところ、当店でも昨年、設備業者を呼んでいない月というのは、12か月のうちに2か月ぐらいしかなくて、あとの10か月は何がしかの業者さんにお会いしている状況です。いつもどこか直して、そのたびに売上げから修繕費を出しているの、正直、修繕費を稼いだ1年だったというのが感想です。

そして、請求書が来るたびに、何かの間違いかと思うぐらい金額の上がり幅が大きいことが常態化しています。

世田谷区でも設備の助成金はありますが、2年に一度しか出ませんし、金額も、賄い切れない金額でして、店舗で持ち出すには大変厳しい状況にあります。ぜひ東京都にも助成いただけるような制度を御検討いただくと、後続につながるのではないかなと思います。

長くなりすみません。私から申し上げたい点を簡単にお伝えします。まず、主題であります統制額について、550円据え置きを希望いたします。

理由は、現在、利用者からいただくお金として、共通入浴券と550円の正規料金があるのですが、共通入浴券が1回当たり500円で、大人料金より10%安いお値段になっています。昨年8月に、550円に値上げしても、利用者は共通入浴券に切り換えてしまって、値上げした分の収入が純増していない状況です。そのため、考えなくてはいけない課題としては、共通入浴券の上げ幅と、正規料金の上げ幅が、差額が10%も生じないように、せめて4%から5%になるような額面で推移していく上げ方を検討しないと、浴場経営というのは、結果的に売上げが減ってしまうのではないかと考えます。

これは私個人の意見だけではなく、世田谷の浴場組合の中で、毎回出ています。簡単に言えば、共通利用券の料金が安過ぎて収益が上がっている感じがしないと、ここまで意見が出ていますので、ぜひ東京都浴場組合でも考えていただきたい議題でもありますし、協議会で統制額を決めていくときにも、配慮していただきたい点かと存じます。

最後に、新規のお客様獲得のために、昨年8月、世田谷区で開催しました「せたがやふるさとまつり」という、延べ30万人来場があるようなお祭りに、世田谷浴場組合も参加しました。体験無料券の配布を1,000枚限定で行ない、くじ引きで世田谷オリジナルのゆっぽくんと世田谷のゾウがコラボレーションしたトートバッグが当たるプレミアム感を持たせたイベントを開催しまして、11時に開催してから3時間で景品が終わるという大盛況な結果を残すことができました。その無料券を持ってお風呂屋さんに行って、お風呂屋さんが潤うような機会創出ができましたことを御報告いたします。

以上になります。

○熊迫会長 ありがとうございます。

続きまして、関係行政機関委員、弓場委員、お願いいたします。

○弓場委員 皆さん、こんにちは。江戸川区副区長の弓場でございます。

本日は、いろいろなお立場の皆様方から貴重な御意見をお伺いできて、本当によかったなど、思っております。

江戸川区ではあえて「銭湯」と呼ばせていただきますけれども、銭湯は日本の文化・伝統だということで、江戸川区としては、銭湯を減らしてはいけないということを第一に考えております。これは、銭湯事業者の方への産業振興ということもありますし、区民の健康ということ、伝統文化ということ、そういう視点であります。

先ほど御紹介の資料にありましたとおり、江戸川区は70万弱の区民がおり、23区の中でも**銭湯の数**が2番目に多い区です。区内銭湯が27とか26という数字が区民にとって多いか少ないかというところはありますけれども、数でいけば多いほうに入るところで、力を入れております。

例えば、江戸川区でも、先ほど申したような銭湯を減らしてはいけないという目的の達成のために、幾つかの施策をやっておりまして、これは区で配っている銭湯マップですが、まず、区内でこれだけの銭湯が身近にあるということを知っていただくのは大事なことであります。ここに出ている「お湯の富士」というキャラクターが、区のキャラクターの中でとても人気があります。

これは、区で作ったわけではなく浴場組合の皆さんが作ったキャラクターなのですが、着ぐるみもあって、区民まつりなどでみんなと写真を撮り、とてもフレンドリーな取組をしております。

また、区内では、イベント湯という事業を、年間15回ほどやっております。例えば、父の日に、父と子が来たら無料で入っていただけるとか、年末年始営業していただくために、31日から2日までやっていただければ、その分の費用を、一定額ですけれども銭湯にお渡しするなどです。

それから、健康長寿協力湯というのがありまして、これは、60歳以上の方に、お誕生日を迎えるとチケットとかパスカードみたいなものをお渡しして、一回当たり270円、約半額ほどで銭湯に入っていただける制度です。それから、イベントというところでは、お湯の富士をメインに据えて、スタンプラリーを、このところ毎年やっており非常に好評です。今年は、5軒回ったらタオル、10軒回ったら、お湯の富士が描いてあるエコバッグ。20軒回るとお湯の富士が描いてあるバスタオルが景品でした。

あるいは、これも本当に好評だったのですが、東京オリンピックが開催される数年前から、お湯の富士がいろいろなスポーツに**チャレンジする**イラストのピンバッジを作り、それを一定条件のもと、銭湯を回っていただく人にお渡しして、東京オリンピックまで続けて、そのピンバッジを全部集めると一つの絵になるような、そんなことも行いました。

いずれにしても、まずは、多くの方に銭湯を利用していただく**機会**をつくっています。ありていに言えば、やはりもうからないと御商売が成り立ちませんので。もう一つ、大きな問題として、先ほど来出ている事業の継承ということがあるかと思いますが、これは、古屋局長からもお話しいただいたとおり、そういったことを東京都がやる予定があるとい

うことであれば、区としても大変ありがたいと思います。これからも浴場組合、東京都と連携し、あるいは、23区の中で連携できる部分があれば、各区で連携しながら、銭湯を盛り立てていきたいと思っています。

以上でございます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

それでは、古屋委員、お願いします。

○古屋委員 先ほどの御挨拶の中で、燃料費の高騰分について補助を実施しておりますけれども、今年度の最終補正の予算案に継続を盛り込んでいるというお話をさせていただいたところですが、浴場経営に非常に大きな影響を及ぼしている燃料費の高騰、物価高は、一方で都民生活にも同じように影響しているというところがございます。公衆浴場が、都民に入浴の機会を提供していただく非常に大きなハブになっているということを考え合わせると、浴場経営の皆様からの観点、それから、浴場を利用する都民の皆様からの観点、それを併せて考えていく必要性を、物価高が続いている状況下において中特に強く感じているところでございます。その二面性を有するのが、都民生活全体を支える局、生活文化スポーツ局でございますので、委員の皆様にご覧いただきながら、統制額について考えていただくのは非常に難しいことと存じますが、お願い申し上げます。

また、冒頭の御挨拶で申し上げたとおり、都として様々な取組を進めているところで浴場利用者の裾野拡大を近年取り組み始めまして、私どもスポーツの部署も同じ組織の中に取り込んでいますので、スポーツで汗を流した後、銭湯へ行っていただくというので銭湯クーポンを始めたところです。その次に、今年度は観光の視点を持ちまして、キャッシュレスとか、外国からのお客様のためにマナー動画を作って銭湯に入っていくように促していく取組など実施いたしました。

今年は世界陸上とデフリンピックで、海外からお客様がさらにいらっしゃいますので、日本で銭湯を体験いただき、国に帰られてからも銭湯について広めていただけるよう、銭湯を知っていただく機会を創出することも考えております。観光振興というのは、通常、都庁の中では別の部局が担当しているのですが、私どもは公衆浴場をとおして初めて観光振興を手がけたわけでございます。うまくいった部分もありますし、皆様方と御相談しながら、またこういう場で御意見をいただきながら引き続き進めてまいります。

それから、事業承継でございますが、これもまた通常は産業労働局が中小企業振興やスタートアップ支援を所管しています。そういうところにいるいろいろな教えてもらい今回、新規で予算要求しております。

局で経験してきた事業以外の新しい分野、新しい領域に踏み込み、多少ばたばたしても、経験を積んで、浴場組合の皆様にも御協力いただき、またこういう場で、宇田川湯さんの事例などいろいろ具体的なお話をお聞きしながら、少しいい方向になるように見直しを行いつつ進めていきたいと考えております。ですので、協議会で率直に御意見をいただけるのは非常にありがたいことです。

それから、先ほど弓場委員からお湯の富士のお話がありましたけれど、やはり区という身近な行政でやる事業は非常に幅広く、地域に密着した取組をされていることを感じました。私ども東京都との役割分担をうまく組み立てながら、今後もできるだけのことをしてまいりたいと考えています。

○熊迫会長 ありがとうございます。

次に、次第の4、(1)小委員会の設置についてに入ります。

本日、たくさんの御意見をいただきましたが、さらに議論を深めることが必要と考えます。そのため、これにつきましても、私から提案いたします。

令和7年の入浴料金統制額に関して、より専門的な見地からの御意見をいただく機会として、協議会設置要綱第7に基づく小委員会を設置することがよろしいのではないかと思います。

小委員会の構成は、学識経験者委員の石毛委員、伊藤委員、奥野委員、栗生委員、土田委員、中田委員、それに私、熊迫の7名で構成したいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○熊迫委員 ありがとうございます。

では、ただいまの各委員の御意見、御発言を踏まえながら、小委員会の場でさらに御意見をいただきたく思います。皆様、よろしく願いいたします。

小委員会の会長は、協議会設置要綱第7の3、ただし書の規定により、私が務めさせていただきます。

また、小委員会でいただいた御意見は、次回の協議会にて報告したいと思います。

それでは、議題の最後となります。4の(2)の協議会の日程につきまして、事務局から説明してください。

○折原課長 資料8を御覧ください。

令和7年、公衆浴場対策協議会の今後の日程と統制額決定までの流れについてお示ししております。

都では、都内の全ての浴場を対象にした公衆浴場基本調査を実施しており、現在、昨年9月1日時点における経営実態等の調査結果を取りまとめているところです。そして、本日は、資料右側の2月7日開催とあります第1回協議会でございます。

本日は、統制額算定方法等について御説明させていただきましたが、それに基づき、今後、事務局において標準的な浴場、40軒程度を対象に直近の決算の状況などを基にした詳細な会計調査を実施してまいります。

会計調査結果を取りまとめた後、先ほど会長から御提案いただきました、より専門的な見地から御意見をいただく小委員会を開催いたします。また、次回、第2回協議会の議題といたしましては、小委員会でいただいた御意見を協議会で報告するとともに、その御意見を反映させた報告素案に対し、最終的に委員の皆様から御意見をいただきます。

都において、これらの御意見を反映させた報告案を作成し、皆様に確認いただいた上で協議会報告を確定いたします。この協議会報告や会計調査の結果を基に、統制額の指定について知事が決裁いたします。統制額改定を行う場合には、プレス発表や関係者への通知などで周知いたします。

なお、小委員会と第2回協議会は、6月から7月の開催を予定しておりますが、詳細につきましては、改めて調整の上、御連絡させていただきます。

以上が今後の協議会日程と統制額指定までの流れとなります。

○熊迫委員 ありがとうございます。

日程につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上で本日の議事は全て終了しました。最後に、事務局から事務連絡等がありましたらお願いします。

○折原課長 小委員会及び次回の会議につきましては、委員の皆様方の御都合をお聞きして開催日を決定いたします。日程調整表は、来月下旬頃にメールでお送りいたします。

事務局からは以上でございます。

○片岡部長 栗生委員、こちらのほうは。

○栗生委員 お時間をいただきまして、ありがとうございます。

私ども一般社団法人せんとくとまちは、特定の地域に限らず、全国の銭湯のリサーチとか銭湯のある町のサポートをしているのですが、こちら、お配りさせていただいたチラシは、東京都の北区で去年から3か年かけてやっている事業でして、政策提案協働事業という形で、私たちのほうから北区さんに提案をしてやらせていただいているものです。

具体的には、北区にある22軒の銭湯を一軒ずつ3年かけて回り、銭湯の歴史とか、常連さんから伺った銭湯での思い出や物語を「せんとくとまち新聞」という形で1軒ずつまとめ、それを北区民の方々に見ていただくという取組をしています。

区報で報じていただいたり、この年度末の展示では、王子駅の高架下のギャラリーで大きくその新聞を掲示したり、赤羽にある岩の湯さんという銭湯の近くの、元酒屋だったところで展示をさせていただいて、新聞を広く配布するというところを行います。あわせて、ペンキ絵の公開制作とかそういうものも予定していますので、もし御興味がおありでしたら、ぜひお立ち寄りいただけるとうれしいです。

新聞作りは、イベント等で銭湯が取り上げられることが多くなってきていますけれども、一過性の消費にしない取組として、銭湯が本来、地域でどういう役割を持っていたかを掘り起こして地域に共有していくという内容になっています。よろしくをお願いします。

○熊迫会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の会議は終了としたいと思います。長時間にわたり御協力いただきまして、ありがとうございます。

午後 4 時13分閉会